

令和2年度 第4回 茨城地方最低賃金審議会次第

令和2年8月21日(金)

1 開 会

2 議 題

(1) 異議申出審議

(2) その他

3 閉 会

令和2年度 第4回 茨城地方最低賃金審議会 資料

令和2年8月21日(金)

- No.1 令和2年度 地域別最低賃金改定状況 …P218
- No.2 茨城県最低賃金の改正決定にあたっての意見書の追加資料  
(茨城県労働組合総連合 議長 白石 勝巳) …P219
- No.3 令和2年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申立書  
(茨城県労働組合総連合 令和2年8月20日提出) …P221

## 令和2年度 地域別最低賃金改定状況

R2.8.5現在

結審日	都道府県	ランク	2年の額	元年の額	引上げ額	目安額	目安額±	備考	地方発生予定期
1 R2.8.5	東京	A	1013円	1013円	0円	-	-	-	-
2 R2.8.5	神奈川	A	1012円	1011円	1円	-	-	-	R2.10.1
3 R2.8.20	大阪	A	964円	964円	0円	-	-	-	-
4 R2.8.5	愛知	A	927円	926円	1円	-	-	-	R2.10.1
5 R2.8.5	埼玉	A	928円	926円	2円	-	-	-	R2.10.1
6 R2.8.5	千葉	A	925円	923円	2円	-	-	-	R2.10.1
7 R2.8.11	京都	B	909円	909円	2円	-	-	-	-
8 R2.8.5	兵庫	B	900円	899円	1円	-	-	-	R2.10.1
9 R2.8.4	静岡	B	885円	885円	0円	-	-	-	-
10 R2.8.5	三重	B	874円	873円	1円	-	-	-	R2.10.1
11	広島	B		871円	-871円	-	-	-	-
12 R2.8.5	滋賀	B	868円	866円	2円	-	-	-	R2.10.1
13 R2.8.5	栃木	B	854円	853円	1円	-	-	-	R2.10.1
14 R2.8.5	茨城	B	851円	849円	2円	-	-	-	R2.10.1
15 R2.8.5	富山	B	849円	848円	1円	-	-	-	R2.10.1
16 R2.8.5	長野	B	849円	848円	1円	-	-	-	R2.10.1
17 R2.8.12	山梨	B	838円	837円	1円	-	-	-	R2.10.8
18 R2.8.11	北海道	C	861円	861円	0円	-	-	-	-
19 R2.8.4	岐阜	C	852円	851円	1円	-	-	-	R2.10.1
20 R2.8.3	福岡	C	842円	841円	1円	-	-	-	R2.10.1
21 R2.8.5	奈良	C	838円	837円	1円	-	-	-	R2.10.1
22 R2.8.11	群馬	C	837円	835円	2円	-	-	-	R2.10.3
23 R2.8.5	岡山	C	834円	833円	1円	-	-	-	R2.10.1
24 R2.8.11	石川	C	833円	832円	1円	-	-	-	R2.10.7
25 R2.8.6	福井	C	830円	829円	1円	-	-	-	R2.10.2
26 R2.8.5	新潟	C	831円	830円	1円	-	-	-	R2.10.1
27 R2.8.11	山口	C	829円	829円	0円	-	-	-	-
28 R2.8.5	和歌山	C	831円	830円	1円	-	-	-	R2.10.1
29 R2.8.3	宮城	C	825円	824円	1円	-	-	-	R2.10.1
30 R2.8.5	香川	C	820円	818円	2円	-	-	-	R2.10.1
31 R2.8.11	徳島	C	796円	793円	3円	-	-	-	R2.10.3
32 R2.8.6	福島	D	800円	798円	2円	-	-	-	R2.10.2
33 R2.8.3	島根	D	792円	790円	2円	-	-	-	R2.10.1
34 R2.8.11	愛媛	D	793円	790円	3円	-	-	-	R2.10.3
35 R2.8.11	山形	D	793円	790円	3円	-	-	-	R2.10.3
36 R2.8.11	岩手	D	793円	790円	3円	-	-	-	R2.10.3
37 R2.8.5	秋田	D	792円	790円	2円	-	-	-	R2.10.1
38 R2.8.11	青森	D	793円	790円	3円	-	-	-	R2.10.3
39 R2.8.6	鳥取	D	792円	790円	2円	-	-	-	R2.10.2
40 R2.8.5	大分	D	792円	790円	2円	-	-	-	R2.10.1
41 R2.8.6	佐賀	D	792円	790円	2円	-	-	-	R2.10.2
42 R2.8.11	高知	D	792円	790円	2円	-	-	-	R2.10.3
43 R2.8.5	熊本	D	793円	790円	3円	-	-	-	R2.10.1
44 R2.8.11	鹿児島	D	793円	790円	3円	-	-	-	R2.10.3
45 R2.8.11	長崎	D	793円	790円	3円	-	-	-	R2.10.3
46 R2.8.11	宮崎	D	793円	790円	3円	-	-	-	R2.10.3
47 R2.8.11	沖縄	D	792円	790円	2円	-	-	-	R2.10.3

2020年8月3日

茨城地方最低賃金審議会

会長 田中 泉 様

茨城県労働組合総連

議長 白石 雄

日頃より、県内で働く労働者の賃金引き上げのためにご尽力いただいていることに対し、心から敬意を表します。

さて、茨城労連で3月から7月に集約した「茨城県の最低賃金を直ちに1000円以上に引き上げ、地域間格差の解消を求める要請書」署名を提出しますので、茨城地方最低賃金審議会において最低賃金の大幅な引き上げの検討をよろしくお願ひします。

なお、要請書の請願項目は以下のとおりです。

1. 生計費原則に基づく「全国一律最低賃金制度」を実現するとともに、茨城県の最低賃金を今すぐ1000円以上に引き上げ、1500円をめざすこと。また、最低賃金の引き上げにあわせて公務・民間の初任給の引き上げを実施すること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、税・社会保障費の負担軽減など中小企業・小規模事業者への財政措置を充実させること。

今回追加で提出する署名の筆数は

28筆

です。

前回とあわせると3,156筆になります。

2020年8月18日

茨城地方最低賃金審議会

会長 田中 泉 様

茨城県労働組合総連

副会長 白石 啓

日頃より、県内で働く労働者の賃金引き上げのためにご尽力いただいていることに対し、心から敬意を表します。

さて、茨城労連で3月から7月に集約した「茨城県の最低賃金を直ちに1000円以上に引き上げ、地域間格差の解消を求める要請書」署名を提出しますので、茨城地方最低賃金審議会において最低賃金の大幅な引き上げの検討をよろしくお願いします。

なお、要請書の請願項目は以下のとおりです。

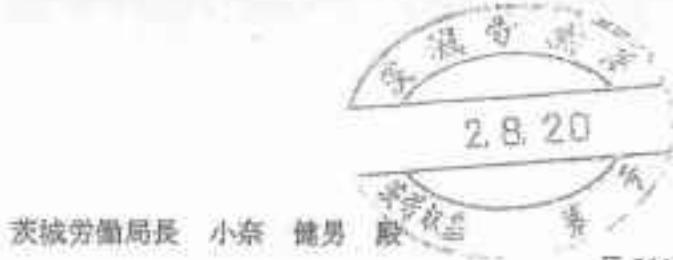
1. 生計費原則に基づく「全国一律最低賃金制度」を実現するとともに、茨城県の最低賃金を今すぐ1000円以上に引き上げ、1500円をめざすこと。また、最低賃金の引き上げにあわせて公務・民間の初任給の引き上げを実施すること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、税・社会保障費の負担軽減など中小企業・小規模事業者への財政措置を充実させること。

今回追加で提出する署名の筆数は

22 筆

です。

前回とあわせると3,178筆になります。



2020年8月20日

茨城労働局長 小堺 健男 殿

〒311-3121 東茨城郡茨城町谷田部

茨城県労働組合総連合会

総長 白石

Tel 029-219-1

## 令和2年茨城地方最低賃金審議会の改訂決定に対する異議申立書

省内労働者の労働条件の向上と県民生活の健全な発展に向け、ご尽力頂いている茨城労働局の皆さまに心から敬意を表します。

さて、8月5日茨城地方最低賃金審議会は、今年度の茨城地方最低賃金の改定について、現行の849円から2円引き上げて851円にすることを答申しました。中央審議会が目安を答申しない中で、2円引き上げられたことや栃木県との格差が1円改善されたことなどは茨城労連としても高く評価するところです。コロナ禍の中での県内の経済状況など直面する問題を踏まえて、真摯に検討を重ねられた結果とご推察します。

しかし、851円という最低賃金額は、茨城労連と多くの省内労働者が求めていた「茨城の最低賃金を今すぐ1000円以上、1500円をめざすべき」という要求からはあまりにも低い金額であり、1日8時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」が実現できる水準には届いていません。

さらに大都市圏との地方の地域間格差の拡大は深刻です。最高額の東京の1013円と本県の差は162円になり、千葉県とは74円の差になります。当然のことながら、地域間格差が若年層を中心とする労働力の県外流出に拍車をかける要因になっています。この状態を放置すれば、少子化や人口減少がかかり、強いては労働力の人手不足がいっそう深刻化することが明らかです。

以上の点から、茨城県労働組合総連合として、今回の答申に対して下記のとおり異議を申し立てます。

### 記

1. 茨城地方最低賃金額を2円引き上げ、851円とした答申には不服です。再審議を求めます。
2. 最低賃金の地域間格差の解消、全国一律最低賃金制などを実現し、茨城県の最低賃金額を生計費原則にふさわしい額に引き上げてください。
3. 景気浮揚、最低賃金引き上げにあたって、中小零細企業の支援策の具体化は急務の課題です。政府・厚生労働省・関係各機関に対して、中小企業・小規模事業者に対する具体的支援策をさらに強化・充実させることを求める意見を送付してください。
4. 最低賃金額を実質的に審議する専門部会は、公開の場で審議してください。また、意見陳述の機会を保障してください。

### 【異議を申し立てる理由】

(1) 851円では、1日8時間働いても「健康で文化的な最低限度の生活」ができない。

茨城労連は、2020年2月から5月の期間に県内の労働者対象に最低生計費試算調査を実施しました。調査は、主に茨城労連に加盟する各単産の労働者を対象に、生活のパターンを調べる「生活実態調査」及び持ち物をどれくらい所有しているのかを調べる「持ち物に関する調査」を実施し、その結果をもとに生活に必要な費用を一つひとつ丁寧に積み上げる「マーケット・バスケット方式」により、ふつうに暮らすために必要な費用を算定するものです。

茨城労連は、合計1358名の調査結果、20代30代一人暮らしの調査結果190名分を集約しました。20代30代一人暮らしのデータを元に、水戸市在住の25歳の青年の最低生計費を試算しました。分析結果を7月29日に県庁記者クラブで記者発表しました。

調査結果から、水戸市内で若者がふつうに一人暮らしをするためには、男性=月額 252,987 円、女性=月額 251,124 円（ともに税・社会保険料込み）が必要であることが明らかになりました。これは年額に換算すると約 300 万円（軽自動車所有ケース）となります。ちなみに、昨年 東京都（北区）でも同様の調査結果が公表されましたが、男性=月額 249,642 円、女性=月額 246,362 円（ともに税・社会保険料込み）で、水戸市の方が高くなっています。

試算の月額を、賃金収入で得ようとする時給換算で男性=1,456 円、女性=1,445 円（中央最低賃金審議会で用いる労働時間=月 173.8 時間で除した場合）になりますが、これはお盆もお正月も GW もない、非現実的な働き方です。ワーク・ライフ・バランスに配慮した労働時間で換算（月 150 労働時間）してみると、男性で 1,687 円、女性で 1,674 円となります。これまでに調査を行った 21 都道府県の結果と大きな差はありません。つまり、最低賃金は全国一律で 1,500 円に引き上げなければならないという結論になり、答申の 851 円では、1 日 8 時間働いても「健康で文化的な最低限度の生活」ができません。

日本の最低賃金の制度的問題は、最低賃金（標準生計費）の基準が非常に低いということと都道府県によって最低賃金額が異なり、全国一律制でないということです。2019 年 12 月に茨城労連が行った県内全市町村対象の「公契約アンケート」では、県内の市町村役場で働く非正規労働者は全職員の 41.3 % を占め、最も低い時給の平均が 870 円でした。つまり、市町村で働く非正規職員は最低賃金ぎりぎりで働いています。同時に自治体が官製ワーキングプアを生み出していると言っても過言ではありません。

こうした低賃金の実態は民間でも同じで、医療、介護、保育、販売、運輸といった国民生活を支える職場で働く非正規労働者は数の多さとともに、最低賃金ぎりぎりの低賃金が問題になっています。コロナ禍で大変な状況になっていますが、日本経済を健全に立て直すためには最低賃金の引き上げがまつたなしです。

## （2）中小企業支援策の拡充で、最低賃金の引き上げに対応できる条件整備を

コロナ禍の中で、中小企業・小規模事業者に対する国や県による休業補償が大きな社会問題になりました。そこで働く労働者も休業補償が支給されなかったり、解雇されるなど大変な問題になりましたが、経営者にとっても倒産の危機が常に迫っています。持続化給付金や家賃保証などの制度はできたものの、具体的な支援が即時に行われていません。

こうした中で、安倍政権も「最低賃金の引き上げではなく、雇用の確保」という意見を出して、結果的に今年の中央審議会の目安は答申されませんでした。

8 月 17 日に内閣府から 2020 年 4 ~ 6 月期の国内総生産（GDP）速報値が、前期比 7・8 % 減、年率換算で 27・8 % 減になる見込みが報道されました。新型コロナウイルスの感染拡大で個人消費が激減したことがその理由です。当然のことながら、個人消費の激減は最低賃金の低さに連動した低賃金の広がりにあります。

最低賃金の引き上げとセットに、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化、税金や社会保険料負担の軽減の支援の強化、大企業による下請け、中小企業への一方的な低単価設定や、「貰いたたき」など不公平な取引を許さない政府の施策強化が求められます。

最低賃金の議論を経営者の支払い能力論の問題にすり替えるのではなく、地域経済の活性化の問題として位置づけ、茨城地方最低賃金審議会の総意として、国及び関係各機関に対して、利用しやすい具体的な中小企業支援策の創設と拡充を強く求めてください。

## （3）答申は公開の場で再審議を

最低賃金額を実質的に審議する専門部会を非公開にする理由がわかりません。悔轉している私たちは、コロナ禍の中で社会的に関心がますます高まっている最低賃金がどのように決まっているのか、労・使・公益代表の委員がどのような主張をするのかを見守りたいだけです。

労働組合のない非正規労働者にとっては、賃上げは最低賃金の引き上げに期待するしかありません。非正規労働者が 2019 万人（総務省 5 月公表）という現状を考えれば、最低賃金審議会の専門部会を公開することは当然のことではないでしょうか。

専門部会も含めて、全ての審議過程を公開することを強く求めます。

以上。

(写)

茨勞発基 0821 第 1 号  
令和 2 年 8 月 21 日

茨城地方最低賃金審議会  
会長 田中 泉 殿

茨城労働局長  
小奈 健男

茨城地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諸問)

標記について、令和 2 年 8 月 20 日付けをもって茨城県労働組合総連合から、  
最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴会の審議をお  
願いする。